

# 農業競争力強化農地整備事業実施要綱

平成30年 3月30日付け29農振第2604号  
最終改正 令和2年 3月31日付け元農振第3602号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事  
（株）日本政策金融公庫代表取締役総裁  
沖縄振興開発金融公庫理事長

） 殿

農林水産事務次官

## 第1 目的

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが重要である。

そのためには、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地の整備を実施し、農業の構造改善を図ることが不可欠である。

このため、本事業により、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を行う農地の大区画化・汎用化等を推進し、もって、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。

## 第2 事業の内容

本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。

### 1 農地整備事業

農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業

### 2 実施計画等策定事業

1の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を行う事業

### 3 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備及びこれに関連する事業

### 4 農村環境計画策定事業

1の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う事業

#### 5 農業基盤整備促進事業

水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備事業

### 第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。

### 第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他農村振興局長等が別に定める者とする。

### 第5 計画の作成

1 事業実施主体は、第2の1の農地整備事業又は第2の3の草地畜産基盤整備事業を実施しようとするときは農業競争力強化基盤整備計画を作成し、第2の5の農業基盤整備促進事業を実施しようとするときは農業基盤整備計画を作成するものとする。

2 1の農業競争力強化基盤整備計画及び農業基盤整備計画に記載する事項は、農村振興局長等が別に定めるものとする。

### 第6 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

1 第2に掲げる事業ごとに農村振興局長等が別に定める要件を満たしていること。

2 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業にあつては、第5の農業競争力強化基盤整備計画を策定していること。

3 農業基盤整備促進事業にあつては、第5の農業基盤整備計画を策定していること。

### 第7 事業の申請等

1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、事業採択申請書、事業計画概要書(土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)に基づき事業を行う場合に限る。)、第5に掲げる計画及び農村振興局長等が別に定める書類(以下「事業採択申請書等」という。)を、農村振興局長等が別に定める期日ま

で、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 地方農政局長等は、農村振興局長等が別に定めるところにより事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。

3 都道府県以外を事業実施主体とする場合の申請及び採択については、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

## 第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費のうち、農村振興局長等が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

## 第9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱及び法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによる。

### 附 則

1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年度において本事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、平成30年10月末日までとする。

3 次に掲げる通知は、廃止する。

(1) 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）

(2) 特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2242号農林水産事務次官依命通知）

(3) 6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱（平成24年10月26日付け24農振1602号農林水産事務次官依命通知）

(4) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知）

(5) 農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）

(6) 低コスト農地整備推進実証事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2109号農林水産事務次官依命通知）

4 3の(1)から(6)までのいずれかの通知に基づき事業を実施している地区については、第7の申請及び採択が行われたものとみなす。ただし、当該地区の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

5 3の(5)に基づき平成30年度採択を希望し、平成29年11月末日までに事業採択

申請書等を提出した地区については、第7の申請が行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。